産業廃棄物処理施設設置の事業計画に係る合意の形成の判断について

下記１の事業計画に係る合意の形成について下記２のとおり判断しましたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成２１年岐阜県条例第２０号。以下「条例」という。）第２６条第１項の規定によりお知らせします。

記

１　対象となる事業計画

(1)　事業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
株式会社村瀬商店　代表取締役　村瀬　泰司

(2)　産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
岐阜県関市塔ノ洞字大平前３１１９番

(3)　産業廃棄物処理施設の種類
圧縮施設（小規模産業廃棄物処理施設）１基
切断施設（小規模産業廃棄物処理施設）１基

２　合意の形成の判断結果
合意の形成が図られている。（条例第２６条第１項第１号）
＜判断の理由＞
意見書（１回目）の提出がなかったため。

令和８年１月２０日

岐阜県知事　江崎　禎英

（教示）
この判断に不服がある関係住民の方は、条例第２７条第２項の規定により、周知が開始された日から２０日以内（令和８年２月９日まで）に岐阜県知事に異議を申し立てることができます。なお、申立は中濃県事務所へ規則様式第１２号を提出することにより行ってください。

問合せ先
〒５０１－３７５６　美濃市生櫛１６１２－２　中濃総合庁舎内
中濃県事務所環境課
ＴＥＬ：０５７５－３３－４０１１（内線：２１５）